

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	事業年度	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
-----	-------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員個人会費	370,000円
正会員団体会費	1,380,000円
支援会員個人会費	310,000円
支援会員団体会費	500,000円
受取寄付金	12,865,678円
受取助成金	1,178,717円
受取補助金	45,585,000円
事業収益 資料代	4,663,504円
事業収益 協賛金	1,000,000円
孤独孤立協力金	1,577,436円
受取利息	410円
	円
合 計	69,430,745円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[Redacted]	[Redacted]	45,585,000 円	補助金
		2,500,000 円	寄付金
		1,500,000 円	寄付金
		1,178,717 円	助成金
		1,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[Redacted]	[Redacted]	16,376,256 円	フリーダイヤル通話料
		5,103,524 円	印刷費、通信運搬費
		3,045,299 円	地代家賃/水道光熱費
		2,299,660 円	消耗品費
		1,952,500 円	雑役務費、通信運搬費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提供 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		監査謝金	令和4年4 月21日	10,000円	役員報酬による
		監査謝金	令和4年4 月21日	10,000円	役員報酬による
		研修講師謝金	令和4年9 月14日	50,000円	謝金規定による
		原稿料	令和4年10 月10日	5,000円	謝金規定による
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥47,620	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥10,320	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥2,300	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥15,490	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥17,400	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥10,350	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥17,360	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥20,910	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥87,450	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥13,370	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥104,640	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥65,290	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥15,100	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥58,340	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥7,750	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥31,030	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥25,000	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥12,970	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥9,470	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥12,340	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥6,240	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥35,620	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥16,400	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥18,010	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥102,010	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥7,900	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥20,670	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥15,530	総会議決による単価
		業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥65,130	総会議決による単価

業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥20,040	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥21,400	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥20,280	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥15,060	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥28,400	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥16,060	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥23,660	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥27,020	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥25,780	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥44,240	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥10,350	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥88,070	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥39,890	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥47,710	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥19,300	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥37,400	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥22,690	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥9,440	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥16,140	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥27,230	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥21,180	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥6,700	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥24,360	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥117,070	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥2,130	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥10,600	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥8,690	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥18,450	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥18,470	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥33,190	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥11,590	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥33,350	総会議決による単価
業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥20,200	総会議決による単価

	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥28,430	総会議決による単価
	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥3,170	総会議決による単価
	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥19,630	総会議決による単価
	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥21,570	総会議決による単価
	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥7,510	総会議決による単価
	業務委託費	R4年4月1日～R5年3月1日	¥770	総会議決による単価

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
7人	11,995,471円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月31日	14,940円	コロナ対策支援
		令和4年12月27日	19,789円	コロナ対策支援
		令和4年12月27日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	19,800円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	13,144円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	18,631円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	8,100円	コロナ対策支援
		令和4年9月13日	19,965円	コロナ対策支援
		令和4年11月11日	20,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	22,000円	コロナ対策支援
		令和5年3月28日	17,193円	コロナ対策支援
		令和5年3月9日	17,900円	コロナ対策支援

令和5年3月16日	17,600円	コロナ対策支援
令和4年9月13日	19,955円	コロナ対策支援
令和5年3月16日	14,156円	コロナ対策支援
令和5年3月9日	19,775円	コロナ対策支援
令和4年12月27日	19,488円	コロナ対策支援
令和4年12月27日	18,740円	コロナ対策支援
令和5年3月9日	16,768円	コロナ対策支援
令和5年3月29日	20,000円	コロナ対策支援
令和5年3月16日	19,932円	コロナ対策支援
令和4年12月27日	20,000円	コロナ対策支援
令和5年1月11日	20,000円	コロナ対策支援
令和5年2月13日	20,000円	コロナ対策支援
令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
令和5年3月31日	18,620円	コロナ対策支援
令和4年11月11日	20,000円	コロナ対策支援
令和4年12月27日	20,000円	コロナ対策支援
令和4年9月13日	20,000円	コロナ対策支援

	令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
	令和5年3月31日	20,000円	コロナ対策支援
	令和4年11月11日	20,000円	コロナ対策支援
	令和5年3月31日	18,290円	コロナ対策支援
	令和5年3月16日	19,346円	コロナ対策支援
	令和4年12月28日	19,661円	コロナ対策支援
	令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援
	令和4年9月29日	20,000円	コロナ対策支援
	令和5年3月9日	10,383円	コロナ対策支援
	令和4年12月27日	20,000円	コロナ対策支援
	令和5年3月16日	18,706円	コロナ対策支援
	令和5年3月9日	20,000円	コロナ対策支援

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
. .	なし	円
. .		円
. .		円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令4年12月27日	20,000	自死研修支援
		令5年3月9日	33131	自死研修支援
		令4年12月27日	16,060	自死研修支援
		令5年3月9日	20000	自死研修支援
		令5年3月10日	35,000	自死研修支援
		令5年3月9日	20000	自死研修支援
		令5年3月16日	20,440	自死研修支援
		令5年3月16日	34600	自死研修支援
		令4年12月27日	27,000	自死研修支援
		令4年11月11日	20,000	自死研修支援
		令5年3月9日	35000	自死研修支援
		令5年3月9日	100000	自死研修支援
		令4年9月13日	23530	自死研修支援
		令5年3月9日	33,000	自死研修支援
		令5年3月31日	20,000	自死研修支援
		令4年12月27日	23,268	自死研修支援
		令4年12月27日	35000	自死研修支援
		令5年3月9日	33950	自死研修支援
		令5年3月9日	28010	自死研修支援
		令5年3月16日	20640	自死研修支援
		令5年2月13日	30,120	自死研修支援
		令4年11月11日	25,978	自死研修支援
		令5年3月31日	35000	自死研修支援
		令5年3月31日	35,000	自死研修支援
		令5年1月14日	35000	自死研修支援
		令5年3月16日	31,300	自死研修支援
		令5年3月28日	22,000	自死研修支援
		令5年3月16日	30000	自死研修支援
		令5年3月31日	32,928	自死研修支援
		令4年12月27日	24440	自死研修支援
		令4年12月27日	33,390	自死研修支援
		令5年1月23日	32640	自死研修支援
		令4年12月27日	27,120	自死研修支援
		令4年11月11日	25,000	自死研修支援
		令4年9月13日	50550	自死研修支援
		令4年11月11日	151,339	自死研修支援
		令5年3月16日	44,250	自死研修支援
		令5年3月16日	51,450	自死研修支援
		令5年3月16日	13,480	自死研修支援
		令5年3月31日	17550	自死研修支援
		令5年3月16日	18900	自死研修支援
		令5年3月31日	34440	自死研修支援
		令5年3月16日	38720	自死研修支援
		令5年3月16日	26080	自死研修支援
		令5年3月23日	49048	自死研修支援
		令5年3月23日	35000	自死研修支援

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
-----	-------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和4年4月1日～令和5年3月31日	18人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

平井貴美子	理事	○								就任令和2年2月9日
小林 純子	理事	○								就任令和2年2月9日 退任令和4年6月11日
後藤 幾子	理事	○								就任令和2年7月28日
外村 まき	理事	○								就任令和2年7月28日 退任令和4年6月11日
佐々木 一憲	理事	○								就任令和2年7月28日 退任令和4年6月11日
鈴木 綾	監事	○								就任令和2年7月28日
西崎 宏美	監事	○								就任令和2年7月28日
青木 高	理事	○								就任令和4年6月11日
堀 正嗣	理事	○								就任令和4年6月11日
丸茂 ひろみ	理事	○								就任令和4年6月11日
須藤 充弘	理事	○								就任令和4年6月11日
小松 久子	理事	○								就任令和4年6月11日
徳丸 のり子	理事	○								就任令和4年6月11日
佐伯 徳子	理事	○								就任令和4年6月11日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	10年
仕訳帳	会計ソフト(会計王)使用	都度	10年
補助元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	10年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	10年
会費、寄付金台帳	アクセス使用	都度	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合			
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの			
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
二 暴力団の構成員等 ^(註2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力団			
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
	ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
	二 暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え
6	次のいずれかに該当する法人		
	イ 暴力団	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え
	ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・い <input checked="" type="radio"/>	え